

X-47
X
47
10
4

標準義務教育費の確保に関する法律案説明資料

(計費関係)

天野 134

一、標準義務教育費の総額

昭和二十五年年度における標準義務教育の総額を左のとおり推計した

(単位千円)

教員 費	五二八六九六九六
生徒 費	一九二七八八七七
計	七三一四八五七三

この額は地方財政平衡交付金の交付にまたつて義務教育に関する基準財政需要額として確保されるものである。
 なお、この推計の内訳は次のとおりである。

1. 教員費	
(1) 教員俸給諸給與	四九四四一五六四
(2) 共済組合関係費	一三二九三五九

(4)(3) 私立学校委託費
 註 給分金
 (1) 分 (2) 金 (3) 金
 (1) は昭和二十五年年度地方財政平衡交付金におり

こまれたA補助金で従来の義務教育費匡庫負担金、共済組合費補助、委託費補助の倍額である。(4)は従来の地方歳出の実績から推計したものである。

2. 生徒経費

(1) 従来の税負担分	一三三三二一、六五五
(2) 従来の寄附軽減分	五九五七、二二二

註 (1)は従来の地方予算の実績から推計したもので、(2)は税負担によつて軽減を見込んだ教育費に対する寄附金である。

3. この総額のうち教員費は都道府縣の負担で生徒経費が市町村の負担となる。

4. この総額は昭和二十五年年度地方予算四九三、八六二(百万円)に對して一四五%である。

二 標準単価三二〇〇円の根拠

前記第一項の昭和二十五年年度標準義務教育費総額を別に計算された昭和二十五年年度標準生徒單位總額見込二二五七〇・七四七で除すると

三一九七円をえられるので標準単価を三二〇〇円とした。

この單價のうち、都道府縣と市町村の負担区分は後に政令で定めることになるが、およその見込では教員費三三五〇円、生徒経費八五〇円と予定している。

因みにこの總額を実児童生徒數（推定）で除すると児童生徒一人あたり四四七九円で、このうち教員費は三二八二円、生徒経費は一、九七円となる。

三 補正系数算定の根拠

ノ 学校の規模による補正（法第五條第二項）

学校の規模が小さく、児童生徒數が少ないときは児童生徒一人あたりの経費が割高になるから、このような学校が不利にならないように補正を要する。すなわち

(A) 児童生徒三〇人未満の学校又は分校にあつては、普通單級経営を行つてあり、この場合は児童生徒が五人でも二〇人でも一定數の教員が必要であるから三〇人未満は三〇人と見なすこととした。

(B) 三〇人を超えて六〇人までは二學級と想定してすべてこれを六〇人と見なすこととした。

(C) 六〇人を超えて一〇〇人までは三學級と想定してすべてこれを一〇〇人と見なすこととした。

2 学校の種類による補正（法第五條第三項）

小学校、中学校、盲ろう学校の児童生徒一人あたりの経費は左のとおりである。

小学校	四〇五八円
中学校	五三五二円
盲ろう学校	三三四三三円

従つて標準單価を一定させるためにはこの開きを補正する必要がある。この場合小学校の児童一人あたりの経費を一〇〇とすれば中学校では一三一、盲ろう学校では七九九となるので、中学校の生徒はこれを一、三倍し、盲ろう学校の児童生徒数はこれを八倍することとした。

なおこの児童生徒一人あたりの経費の算出は二十九年年度予算ならびに従来の実態調査にもとずいたものである。

3. 市町村の規模による補正（法第五條第四項）

小さな学校や児童生徒数の少ない学校の経費が割高になるように小さな町村で児童生徒数の少ない町村の経費もまた割高になるからこのような町村が不利にならないように補正を加える必要がある。

いま標準生徒單位數一〇〇〇人（実児童生徒數にして小学校六〇〇人、中学校三〇〇人）のところを基準にすれば、これ以上と以下の市町村數比がは、同數になるので、一〇〇〇人以下について補正することとし、それが五〇以下では二倍、三〇〇以下では一、五倍、一〇〇〇以下では一、二倍の單位數を累加計算することとした、従つて一〇〇〇人以上は三一五を加えるものである。

標準生徒単位数の計算（法第五條）

各地方公共団体の標準生徒単位数は次の順序を経て計算する。

- A 実児童生徒数の計算
- B 学校の規模による補正
- C AとBの合計について、学校の種類別の系数を乗ずる。
- D Cによつてえられた数に市町村毎の補正数を加える。
- E Dによつてえられた数に当該地方公共団体の地域系数を乗ずる。

この方法によつて昭和二十五年年度の標準生徒単位数を推計すると次のとおりである。

A	推定児童生徒数	一六、一〇八、四一〇
B	学校の規模別補正数	一〇、〇〇〇、八〇〇
C	学校の種類別補正数	一、五九八、二三一
D	市町村の規模別補正数	二、六一三、一四〇

E	地域補正数	二〇、五二八、八八六
合	計	二二、五七〇、七四七

